

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第1節 計画の主旨

「信濃川水系河川整備計画(国土交通大臣管理区間)」(以下、本計画)は、河川法の三つの目的、

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年6月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、信濃川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

<本計画の策定経緯>

- ・平成26年1月 信濃川水系河川整備計画決定
- ・平成27年1月 大河津分水路の拡幅形状等の案がとりまとまったことから、大河津分水路改修に関する附図を変更
- ・令和元年8月 前回変更以降の事業調整及び協議進捗、近年の豪雨に対する取組、整備完了箇所等の時点修正を踏まえて変更
- ・令和4年12月 令和元年東日本台風による洪水の発生や気候変動を踏まえた目標流量の見直し、流域治水を踏まえた治水対策の見直しによる変更

第2節 計画の対象区間

本計画の対象区間は、信濃川水系における国土交通省の管理区間(大臣管理区間)を対象とします。

なお、本川と一体となって整備が必要な支川の合流点処理については、支川管理者とその範囲等について別途協議します。

※本計画においては、以下の区間内の大臣管理区間について、河川法上の名称とは異なりますが、信濃川水系の上流部・中流部・下流部として区分します。

- 上流部:長野県内の千曲川流域
- 中流部:新潟・長野県境から大河津分水路^{おおこうづぶんすいり}までの流域
- 下流部:大河津分水路から下流の流域

表 1 計画対象区間

河川名	区間		延長 (km)	
	上流端	下流端		
上流部	信濃川 (千曲川を含む)	(左岸)長野県上田市大字大屋字向川原 731番の4地先 (右岸)長野県上田市大字大屋字南遠川原 502番の7地先	(左岸)長野県飯山市大字一山字十二平 1934番地先 (右岸)長野県下高井郡野沢温泉村大字 平林字広見 32番地先	87.5
	犀川 (梓川を含む)	長野県長野市大字塩生字臥部 2748番の への5地先の両郡橋	信濃川への合流点	10.4
	犀川 (梓川を含む)	長野県松本市安曇 240番の4川端地先の 新淵橋	長野県東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 8443番の1地先の日野橋	34.2
	高瀬川	(左岸)長野県安曇野市明科七貴野花見 5559・5552合番の7地先 (右岸)長野県安曇野市穂高北穂高字狐島 1165番の7地先	犀川への合流点	1.1
	高瀬川	(左岸)長野県大町市平字高瀬入 2118番 の2地先 (右岸)長野県大町市平字湯平 2106番の 4地先	(左岸)長野県大町市平字コラミ平 2112番 の158地先 (右岸)長野県大町市平字クラガリ沢ヤケ山 水アラシ屏風沢シブ沢 2115番の25地先	4.845
	北葛沢	長野県大町市平字高瀬入 2118番の2地 先の上流端を示す標柱	高瀬川への合流点	1.6
	奈良井川	(左岸)長野県松本市大字島内平瀬字十ヶ 堰下 7464番の口地先 (右岸)長野県松本市大字島内平瀬字権現 堂前 8095番の4地先	犀川への合流点	1.7
中流部	信濃川	宮中堰堤	大河津分水路	76.5
	大河津分水路	信濃川からの分派点	海に至る	9.1
	太田川	新潟県長岡市左近町字中島 791番の 1地先の市道橋	信濃川への合流点	1.2
	魚野川	新潟県南魚沼市五日町字川島 191番 の1地先の県道橋	信濃川への合流点	27.9
	三国川	(左岸)新潟県南魚沼市畔地字カヨウ 973 番の1地先 (右岸)新潟県南魚沼市清水瀬字入山 662 番の1地先	新潟県南魚沼市舞台字堀代 697番地先 の下流端を示す標柱	4.17
	下津川	(左岸)新潟県南魚沼市畔地新田字ミヤウ セン 381番の1地先 (右岸)新潟県南魚沼市畔地字カヨウ 973 番の1地先	三国川への合流点	0.25
下流部	信濃川	大河津分水路	海に至る	58.22
	関屋分水路	信濃川からの分派点	海に至る	1.76
	中ノ口川	信濃川からの分派点	(左岸)新潟県燕市大字道金字中曾根 1071番地先 (右岸)新潟県燕市大字道金字榎島 2915番の5地先	0.6

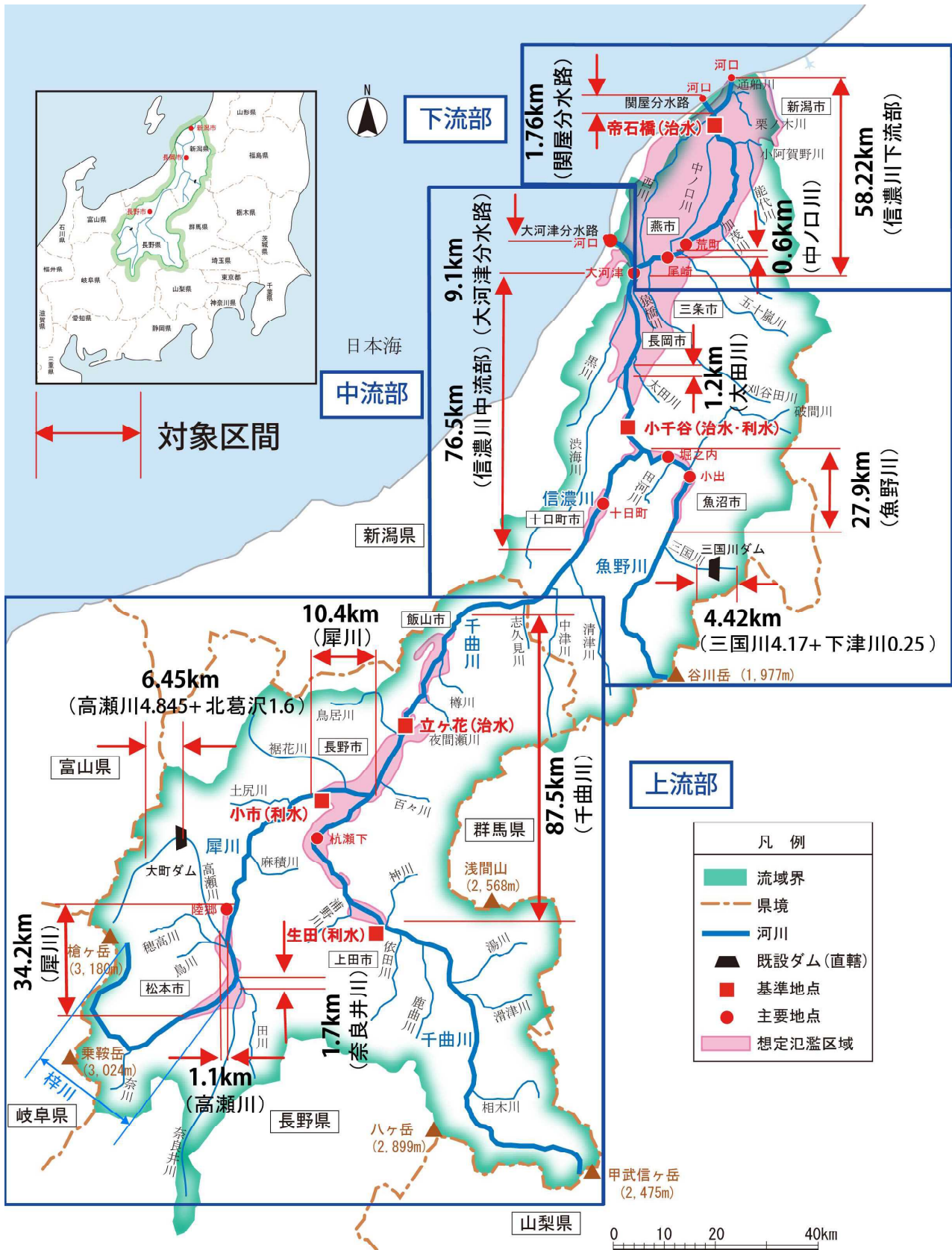


図1 計画対象区間位置図

第3節 計画の対象期間

本計画は、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画変更時より概ね30年間とします。